様式第１５号（第１４条関係）

欠　　席　　届

年　　　　月　　　　日

島　根　県　立　大　学　長　　　様

学籍番号

氏名

します

下記のとおり欠席　　　　　　　　ので、届け出ます。

しました

記

|  |  |
| --- | --- |
| 欠席期間 | 　　　　　年　　　月　　　日から　　　　　年　　　月　　　日まで　（欠席日数　　　日） |
| 欠席理由 |  |
| 欠席授業科目（全て記入） |  |
| 公欠の取扱い（○印を付けること）（裏面参照のこと） | ・忌引き・風水震火災その他の非常災害及び交通機関の事故等・その他（　　　　　　　　　　　　　　　） |

添付書類　　下記パターン②の場合は医師による診断書を添付。

下記パターン④の場合は別紙「就職活動による欠席届」に記載。

提出先　　下記パターン①、②の場合は、１Ｆ事務室（学務課）に提出。

|  |
| --- |
| 欠席する場合（４パターン）①忌引（※）又は風火震火災その他の非常災害及び交通機関の事故等不可抗力により欠席する場合。⇒　公欠に該当する。⇒　本「欠席届」を提出する。※忌引に該当する親族の範囲は、父母（7日）、祖父母（3日）、兄弟姉妹（3日）、曾祖父母（1日）、伯叔父母（1日）、甥姪（1日）、配偶者（１０日）、子（５日）。限度日数は括弧内の日数であり、遠隔地に赴く必要のある場合には、実際に要した往復の日数を限度日数に加算することができる。遠隔地に該当するかは学務課教務係担当者に確認すること。※交通事故その他の事故又は事件等により欠席するときは、「事故等報告書」を１Ｆ事務室（学務課学生支援係）に提出すること。②疾病、その他の理由により５日（履修授業日以外の日も含む平日ベース）以上休む場合。⇒　公欠に該当しない。⇒　本「欠席届」を提出する。　（医師による診断書を添付すること。）③疾病、その他の理由により５日（履修授業日以外の日も含む平日ベース）以内休む場合。⇒　公欠に該当しない。⇒　本「欠席届」を提出する必要はない。※但し、上記手続きに関係なく、１日でも授業を欠席する時は科目担当教員にその旨申し出て下さい。場合によっては何らかの措置がある場合もある。④就職活動により欠席する場合⇒　公欠に該当しない。⇒　本「欠席届」を提出する必要はない。※「就職活動による欠席届」を提出すること。詳細は届出書類の裏面に記載してあるので、確認すること。 |
|
|
|
|